細 則

第1条 登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。

登録手数料 3,300円(税込)

 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に支払う ものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返 環しないものとする。

第2条 月会費

1. 本クラブの会費の月額(当月1日から当月末日まで) は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費 (税込)	
正会員	11,880円	
パパママ会員	6, 490円	
銭湯サウナ会員	5,500円	

- 2. 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を支払うものとする。
- 3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分 の会費を預金口座振替、または自動払込の方法によ り支払うものとする。なお、26日が金融機関の休 業日の場合、翌営業日とする。
- 4. 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

第3条 パパママ会員

 パパママ会員の入会資格は、本スクールに在籍する ジュニアスクール会員の保護者(一親等までの同居 親族)とし、入会に伴う登録手数料は、1名あたり 次の通りとする。

登録手数料 3,300円(税込)

- 2. 前項の登録手数料は、会則第6条に準用する。月会 費等の支払いについては、本細則第2条第3項の規 定に準用する。
- 3. 第1項の条件に該当しなくなった場合、パパママ会員の会員種別では利用継続できないこととする。

第4条 銭湯サウナ会員

- 1. 銭湯サウナ会員の利用エリアは、ロッカールーム、 温浴エリアとする。
- 2. 銭湯サウナ会員は、月10回までの利用とする。 なお、当月の未利用回数分を翌月に繰り越すことは できないものとする。

第5条 変更手数料

会則第10条における本クラブの変更手数料は、1回につき1,100円(税込)とする。

第6条 会員証の再発行

会則第15条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,100円(税込)とする。

第7条 入会手続きに必要な書類

本クラブに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を 提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- 4)诵帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他本クラブが定める必要書類など

第8条 営業時間及び休館日

1. 本クラブの営業時間は次の通りとする。

平 日	9:00~22:00
土曜日	9:00~21:00
日曜・祝日	9:00~18:00

2. 毎週火曜日はクラブ休館日とする。なお、その他、

休館日は本クラブが別途営業カレンダーによって 定めるものとする。

第9条 改正

本細則の改正は、本クラブが必要に応じて行うものとし、 その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改 正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本 クラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページに て会員に告知するものとする。

第10条 本細則の発効

本細則は2023年9月1日より発効する。